鹿屋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令　和　8　年　9　月　30　日

鹿屋市長　鈴　木　和　孝

鹿屋市条例第　24　号

令　和　8　年　9　月　30　日　議　決

議案第51号

鹿屋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

鹿屋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年９月４日提出

鹿屋市長　　郷　原　拓　男

鹿屋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を改めたいので、本案を提出するものである。